

判例評釈

〔海法・運送法判例研究〕

早稲田大学海法・運送法研究会 [第6回]

## 米国内への輸入が米国法により禁止されているイラン製絨毯の運送中の滅失に関する運送人の責任、およびこの損害を填補することを内容とする貨物海上保険契約の有効性について

(東京高裁平成10年(ネ)第2750号損害賠償請求事件、平成12年2月9日判決、判例時報1749号157頁、原審・平成10年5月13日東京地裁判決、判例時報1676号129頁)

吉 武 雅 子

### 判示事項

イラン取引規則のような米国の行政法規上の規定によって、米国内に輸入することを制限されているイラン製絨毯を米国に運送する契約に付された保険契約は、日本法上適法な被保険利益を有するものであり公序良俗違反とはならない。

### I 事実の概要

東京在住のイラン系アメリカ人であるXは、米国サン・ディエゴへ転居する際、運送人Y<sub>1</sub>との間に家財道具の運送契約を締結した。本件運送契約締結に先立ち、XはY<sub>1</sub>に対して運送品の品目を特定し、それぞれの評価額を記載した運送品目録を交付したが、その中にはイラン製絨毯が25枚含まれていた。これら高価品について、Y<sub>1</sub>はXに対して「保険料」の名目で本件運送品の価格の1.5%相当額の支払いを求め、Xはその支払いに応じた。運送人Y<sub>1</sub>は、Xから受領した上記金額から保険料を支払って、保険会社Y<sub>2</sub>との間にXを被保険者とする貨物海上保険契約を締結した。

Xの家財は、コンテナに封印されて運送されたが、Xの転居先においてコンテナを開封したところ、上記イラン製絨毯のうち4枚が紛失していた。これら4枚の絨毯の合計金額は、9642万2400円であった。

この運送契約が締結された当時、米国はイラン取引規則(560・201条)によってイラン原産の物品の米国への輸入を原則的に禁止しており、イラン製の絨毯に

については 5 枚以内であれば一般的に輸入が許されるが、それを超える枚数の輸入については特別許可を取得しない限り輸入が認められず、X もこの規則のあることを知っていた。

## II 判決要旨

### 一 原審における争点および原審判決

原審においては、① Y<sub>1</sub>の運送人としての債務不履行責任および不法行為責任の有無 ② X のイラン取引規則違反の有無、およびこのような規則に違反した海上保険契約の有効性、という二点について争われた。

Y<sub>1</sub>の運送人としての責任については、X 側から Y<sub>1</sub>に対して絨毯目録が送付されたことが高価品の明告に当たるかどうか、また、絨毯目録に記載された絨毯の価格が適正価額であるか否かが争われた。絨毯の価格については、X が Y<sub>1</sub>に対して実価を著しく超える価格を故意に通告したと認められるなら、国際物品運送法13条3項(現6項)<sup>(1)</sup>により、Y<sub>1</sub>は本件絨毯の紛失について賠償責任を負わない。また、Y<sub>1</sub>は運送人として責任を負う場合であっても、この責任には本件契約上の責任限度額、ないし国際海上物品運送法13条1項のパッケージ・リミテーションが適用されることを主張した。

本件における保険契約の有効性については、保険会社である Y<sub>2</sub>が、「損害保険が有効に成立するためには適法な被保険利益の存在が不可欠であり、禁制品に関する保険契約は当事者の善意、悪意を問わず被保険利益を欠くから無効である」と主張したのに対して、X 側は、「禁制品の処分に関する規定は輸入する国の行政上の規定であって、私法上の契約の効力には影響を及ぼさない」として契約の有効性を主張した。

原審判決(東京地裁平成10年5月13日判決)は、希少価値の絨毯2枚を含む紛失した4枚の絨毯の価格について、X 側がサザービーズのオークションにおける価額などを参考に提出した評価額を適切なものと認めた上で、Y<sub>1</sub>の依頼により絨毯目録が作成されていること、この目録には絨毯の種類が特定され評価額が記載されていること、運送契約合意の日に絨毯目録が Y<sub>1</sub>に送付されていることなどから、これを高価品の明告と認めた。

国際海上物品運送法13条3項(現6項)の適用については、X の主張した絨毯の評価額を妥当と認めたことから、「実価を著しく超えたものを故意に通告したもの」とは認められないため、この規定の適用を認めなかった。運送契約における責任限度額の合意、および国際海上物品運送法に基づく責任額の制限についてもこれを認めず、商法第578条所定の高価品についての明告があった場合の損害

賠償責任を  $Y_1$  が負うことを認めた。債務不履行に基づく損害賠償責任に加えて、 $X$  は、 $Y_1$  が高価品に関する適切な処置を怠った結果、本件事故を発生させた重過失、および  $Y_2$  がずさんな方法で本件保険を引き受け、事故発生後に  $X$  からの保険金請求を拒絶するために  $X$  を詐欺扱いして精神的苦痛を与えたことなどを理由に、 $Y_1$  および  $Y_2$  の不法行為責任を主張したが、これについては、原審は  $X$  の主張を認めなかった。

本件における保険契約の有効性について、原審はイラン取引規則（同規則560・514）が許可する5枚を超過する25枚の絨毯について、特別許可を取得しないで米国に輸入した  $X$  の行為は米国内法の違法行為であると認めた。かかる禁制品の海上運送の損害を填補する保険契約が被保険利益を有するか否かについては、「被保険利益は、保険の目的について保険事故が発生するか否かについて被保険者が有する利害関係を言うものと解されるが、利害関係は、それを保障することが法令の趣旨に反し、公序良俗に反するようなものであってはならず、取引を禁じられた物品の取引に基づく利害関係については、たとえ経済上の利害関係であっても、被保険利益として認められないものと解される。」と判断して、本件保険契約を無効なものとし、 $X$  の  $Y_2$  への保険金請求を棄却した。

## 二 控訴審における争点および控訴審判決

原審判決を不服とした  $X$  および  $Y_1$  はそれぞれ控訴したが、控訴審は原判決中  $X$  の  $Y_1$  に対する請求を認容した部分についてはこれを認めて、 $Y_1$  の控訴を棄却したため、ここでの争点は専ら本件保険契約が公序良俗に違反したものであるか否かの判断に絞られた。本件保険契約の有効性に関しては①保険契約の有効性を判断するための準拠法は何か ②イラン取引規則のような米国の規則に違反する行為は、日本における公序良俗違反となるか、という点で検討された。

控訴審（東京高裁平成12年2月9日判決）は、本件保険契約における「保険者の填補責任の有無」に関しては英国法が準拠法であることを認めたが、運送契約に関する準拠法は日本法であり、日本においては個人が趣味で蒐集しているイラン製絨毯を米国に引越し貨物として運送することは何ら法律違反とならず、またイラン取引規則は米国の行政上の一時的な規制に過ぎないため、保険契約を無効にしてまで取締まらなくてはいけないものではない、として本件保険契約の被保険利益が公序良俗に反するものではないと判断した。この結果、 $X$  の  $Y_2$  に対する保険金請求を認める判決が下された。

### III 評 釈

#### 1. 本件運送契約に適用される規定

本件において締結された運送契約は、東京の住居からカリフォルニアの住居まで引越貨物をコンテナにて運ぶ一種の複合運送契約である。原告 X は保険会社 Y<sub>2</sub> に対して貨物海上保険に基づく保険金を請求しているが、紛失した絨毯が海上運送の部分で紛失したという証拠はない。しかし、複合運送契約に関する実務では、一般にネットワーク・システム (Network liability system : 損害発生区間のいかんを問わず、あらかじめ一定の責任を定めておくシステム) が採用されており、本件においても損害発生区間が不明の損害については、海上運送人の責任とすることがあらかじめ定められていたものと推測される。<sup>(2)</sup> そのような合意に基づいて、元受運送人である Y<sub>1</sub> は (Y<sub>1</sub> 自身は海上運送人ではないが) 高価品の絨毯について貨物海上保険を締結したものと思われる。

運送人 Y<sub>1</sub> は日本国にて運送業を営む運送業者であるため、Y<sub>1</sub> の責任に関して商法578条の高価品に関する規定が適用されることは当然であるが、国際海上物品運送法上の「運送人」の定義 (船舶所有者、船舶賃借人、および傭船者) に該当しない Y<sub>1</sub> が直接国際海上物品運送法上の責任限度額の適用を主張することができるのか否かについては疑問である。原審判決は、Y<sub>1</sub> の海上運送人としての資格に言及することなく、Y<sub>1</sub> が主張した国際海上物品運送法上の責任限度額および免責の適用を否認している。

#### 2. 高価品に関する明告

商法第578条は「貨幣、有価証券其他の高価品については荷送人が運送を委託するに当たり其種類及び価額を明告したるに非ざれば運送人は損害賠償の責に任ぜず」と定めている。高価品は一般の貨物に比べて滅失の危険が多く、損害額が多額になることから設けられている規定である。本運送契約においては、荷送人 X と運送人 Y<sub>1</sub> との間において、Y<sub>1</sub> の運送人としての責任限度額を 1 ポンド当たり 45 円とし、この限度額を超える損害については Y<sub>1</sub> が手配する貨物海上保険によって填補する合意がなされていた。この合意に基づいて、X は絨毯の産地名、工房名、色柄の特徴、及び評価額などを記載した絨毯目録を運送人 Y<sub>1</sub> に送付した。商法第578条が明告すべき事項としているのは、高価品の「種類および価額」であるが、一般にその内容は詳細である必要はなく、其の種類及び価額を運送人に認識させうる程度に明示すればよいとされている。

本件においては、紛失した絨毯のうち 2 枚 (アモゴハリおよびタブリス・アラバ

フ) が一枚数千万円と評価されるもので、市場価格の形成されにくい希少品であるため、X がこれらを購入したときの価格の証明が不十分であることなどから、運送人 Y<sub>1</sub> および保険会社 Y<sub>2</sub> は、この評価額が実価を著しく超えた価額を故意に通告したものであるとして、国際海上物品運送法第13条3項（現6項）の免責を主張した（X はサザビーズのオークションにおける価格を参考にした評価額を出しているが、Y<sub>1</sub> 側はこのようなオークションにおいて付された金額は当該絨毯の所有者の落札希望価格に過ぎず、価額査定上は意味がないと主張した）。しかし商法第578条の趣旨に鑑みれば、本件目録は前述のごとく絨毯の種類を詳細に記したものであり、Y<sub>1</sub> に絨毯が高価品であることを認識させるに十分なものであるから、これを同条所定の「高価品の明告」と解することに問題はないと思われる。

本件の場合、むしろ高価品であることを認識しながら、十分な注意を怠った運送人側の故意または重大な過失も問題とされるのではないだろうか。運送契約の例ではないが、場屋営業者またはその使用人に故意または過失があった場合、高価品の種類および価額の明告がなかった場合であっても、当該場屋営業者には商法第595条の高価品に関する特則が適用されない、とした事例がある。（最判平成15年2月28日判時1829号151頁）<sup>(3)</sup> 本件において滅失した絨毯のうち大きいものは508cm×400cmあり、容易に開封することのできないボルトシールタイプの封印がなされたコンテナにて運送されていた。X は、運送人が重過失によって本件事故を発生させたとして債務不履行のみならず不法行為に基づく損害賠償も請求しているが、原審は、「本件全証拠によるも、本件運送におけるどの段階でどのような態様で本件事故が発生したかを確定することはできない」として運送人 Y<sub>1</sub> の不法行為責任を否定している。

### 3. 運送契約上定められた責任限度額

本件運送契約の締結に際して、荷送人 X と運送人 Y<sub>1</sub> との間で、運送人の損害賠償責任限度額を一品目、1ポンド当たり45円とし、この限度額を超える損害については貨物海上保険によって填補する合意がなされたこと運送人側は主張する。このような契約上の特約は、運送契約に関する法の規定に反しない限り有効なものと考えられる。国際海上物品運送法第15条は、荷送人、荷受人、または船荷証券所持人に不利益な特約を禁止している。本件の場合、運送人 Y<sub>1</sub> が国際海上物品運送法の適用される運送人であるか否かは別として、運送人が定めた一品目、1ポンド当たり45円という責任限度額は、重量を基準としているため、国際海上物品運送法のパッケージ・リミテーションによる限度額との比較は困難であるが（この基準では、約100kgの荷物について約10万円が限度額となる）Y<sub>1</sub> が、家財の引越などを行う運送人であることを考慮すると、荷送人に著しく不利益な特約とは

いえない。

商法上、陸上運送については責任限度額に関する規定がなく、個別の契約約款によって運送人の限度額が定められていることが多い。最高裁は、責任限度額を30万円と定めた宅配便約款のもとで、高価品の明告なしに発送された宝石類が紛失した事例において（最判平成10年4月30日判時1646号162頁）「宅配便の運送約款の責任限度額の定めは、運送人の荷送人に対する債務不履行に基づく責任についてだけでなく、不法行為に基づく責任についても適用されることが当事者の合理的意思に合致する」として、約款による責任限度額が不法行為に基づく損害賠償請求にも適用されるとの見解を示している<sup>(4)</sup>。

本件において、運送人  $Y_1$  が主張する責任限度額は、 $Y_1$  の通常の責任を定めた慣行によるもので、契約上の記載など証拠となるものがないため、原審は当事者間において責任限度額の合意があったとは認めていない。いずれにせよ、本件においては詳細な絨毯目録の送付による高価品の明告が行われていると認められるため、仮に限度額の合意が有効であったとしても、適用される余地はない。

#### 4. 本件保険契約の準拠法

##### (1) 英国海上保険法の原則

本件保険契約においては、保険証券の表面に不動文字で、「本保険は一切の填補請求に対する責任及び其の決済に関してイギリスの法律及び慣習によることを了解し、かつ約束する。」との文言が記載されている。本件貨物海上保険を引受けた  $Y_2$  は、英国法上、保険契約には最大善意の原則（英国海上保険法17条）が適用され、保険契約成立時または保険金請求過程において、不正表示のある文書を提出したり、誤解を招く文書を提出した場合は、この原則に反するため、保険者は填補責任を拒むことができる旨を主張した。 $Y_2$  の主張するところによれば、被保険物の絨毯を過大評価した絨毯目録を提出した行為、及び保険金請求の段階で内容が相互に矛盾するような文書、及び誤解を招くような文書を提出した  $X$  の行為がこれに該当する。

1906年の英国海上保険法17条は、「海上保険契約は最高信義 (uberrimae fides) に基づく契約である。いずれかの当事者が最高信義であることを遵守しないときは、他方の当事者はその契約を取り消すことができる」と規定している<sup>(5)</sup>。これが本件において保険者  $Y_2$  が主張する最大善意（最高信義）の原則である。この最大善意（ないし最高信義）の意味するところは、真実の告知であると解され、保険契約のように一方当事者にのみ関連知識を得る手段が存し、他方当事者にこの手段がない契約においては、前者は後者に対して、その判断に影響を及ぼすとみられるすべての情報を伝えるべき義務が発生する。これは、被保険者及び保険者の

双方に重要な事実に関する告知義務を課すものと解される。同法18条は、さらに「本条の規定に従い、被保険者は自己が知るまたは通常の過程で知っているべき一切の重要な事項を保険契約締結前に保険者に告知しなければならない。被保険者がこの告知を怠った場合、保険者は契約を取り消すことができる」と定めている。

本件の場合、保険者 Y<sub>2</sub> は、X が提出した絨毯目録が過大に評価されたものであったこと、および保険金請求の段階で、絨毯が購入された日付の領収書を後日作成して提出したこと、X はイラン取引規則の存在を知っていたにもかかわらず、特別許可を取得するなどの手段を講じなかったこと、などが上記最大善意の原則に反するものであると主張している。

## （2）本保険契約に適用される法

原審は、英国法の原則に言及することなく、X のイラン取引規則違反を公序良俗違反とみなし、Y<sub>2</sub> に対する保険金請求を否認したが、控訴審は、本件保険証券における『本保険は一切の填補請求に対する責任及びその決済に関してイギリスの法律及び慣習によることを了解し、かつ約束する』との前記文言は、本件保険が担保する危険の種類と実態的損害などの填補責任の内容についてイギリスの法律及び慣習によることとしたものであり、それ以外の事項である航海（海上）事業の適法性についてまでイギリス法によることを定めたものではないと解するのが相当である」と判断している。このような解釈によれば、イラン取引規則に違反した絨毯の運送行為の違法性は日本法に依拠することになる。日本の法律で違法とならない運送行為について締結された保険契約は公序良俗に反しない、とした控訴審判決は、保険契約の適法性という点においては納得できるものである。しかし前述のごとく保険金請求の段階で被保険者 X は過去の領収書を記載された作成日以降に作成するなど、英国法の最大善意の原則に反する行為を行っている形跡がある。この点に関して不問とされていることは疑問である。

## 5. 米国のイラン取引規則に違反する行為は、日本における公序良俗違反となるか

### （1）イラン取引規則に違反する運送についての告知義務

前述の英国海上保険法18条は被保険者の告知義務を定めたものであるが、本件の場合、被保険者がイラン取引規則によって米国へのイラン製品の輸入が禁止されていることを知りながら、イラン製絨毯25枚を含む引越貨物の保険契約締結に際してこれを告知しなかったことは同法の告知義務違反となるだろうか。英国法においても、被保険者が保険者に告知すべき重要事項は、日本法（商法第644条）と同様に「保険者が其の事実を知ったならば保険契約締結を拒絶したか、または少なくとも同一条件では契約を締結しなかったであろうと客観的に考えられる事

情」とされる。

イラン取引規則202条は、「何人も、本編の禁止規定に従う物品またはサービスに関して、本編のいかなる規則、命令または本編のもしくは法の505条に従って発せられた許可の違反が起きた、もしくはこれから起きる、ないし起きる予定であることを知りながら、または知る理由がありながら、当該物品またはサービスの一部または全体について、注文、購入、仲介または促進の行為、受取り、隠匿、保管、使用、販売、賃貸、廃棄、移転、輸送、財政的支援、助成、その他サービスの提供を行ってはならない。」と規定している。この規則で禁止されている物品を運送する行為は、上記規定のうちの「移転、輸送、財政的支援、助成、その他サービスの提供」に該当するものと解される。この規定に反した場合は、同規則701条 a において「法律に違反する商品を詐欺的にまたは故意に米国内に輸入しあるいは持ち込み、またはそれらの商品が米国内に輸入されもしくは持ち込まれたことを知りながら、其の商品を受け取り、秘匿し、購入し、販売し、あるいはいかなる方法により輸送、隠匿及び売買の促進をしたものは、1万米ドル以下の罰金もしくは5年以下の懲役または其の双方が課せられる」という罰則がある。

原審において Y<sub>2</sub>は、X がイラン取引規則について知っていたにも関わらず、運送品の中にイラン製絨毯が含まれていることは告知されておらず、通関申請書の中にもイラン製絨毯が含まれていることを申告していないことを指摘している。本件の場合、保険契約締結時に、同規則の存在及び貨物の中にイラン製絨毯が含まれていることを保険会社が知った場合でも、同じ条件で保険契約を締結したであろうか。この点において被保険者の告知義務違反が認められるのではないか。

## (2) イラン取引規則違反の効果

原審は、イラン取引規則に違反したイラン製絨毯の米国への輸入について、同規則に罰則規定が存在し、米国において同規則違反を理由とした有罪判決も存在することを挙げて、保険者 Y<sub>2</sub>が X の同規則違反の事実を知った後に、X に対して保険金の支払いを行う行為は、同規則560・202に違反するものとして刑事訴追の対象となる可能性もあることを指摘している。そして「かかる保険契約の有効性を認めれば、結果的に違法な行為を助長することになるだけでなく、保険者において保険金を支払う必要が生じることになり、積極的に違法な行為を作出することになる。よって、本件保険契約は、被保険利益を欠き、それ自体公序良俗に反するものとして無効と解すべきであるし、少なくとも保険者において刑事訴追を受ける可能性のある保険金の支払いを請求できないと考えるべきである。」と判断している。

実際に、イラン取引規則ではないが、同じく米国の共産圏に対する対抗措置として制定されたココム規制に違反したとして東芝、日本航空電子工業などが米国司法省、国務省、商務省などから多額の罰金及び制裁金を課せられた事例もある。しかし、控訴審判決は、イラン取引規則は「米国の行政上の一時的な規制にすぎず、絨毯は麻薬や武器などの物品それ自体に問題がある通常の禁制品とは異なるものである」こと、本件運送契約が行われた後の、平成7年5月の一般許可により米国内に入国するものが所有する絨毯については輸入が許可されることになったこと、本件についてXは米国外国資産管理局に事前開示を行い、米国関税から何の措置も予定していないとの回答を得て、刑事制裁を科されないことが確定していること、などから本件保険契約を無効にしてまで取締りを徹底する必要はなく、本件保険契約の被保険利益が公序良俗に反するものであるとはいえない、と判断した。

損害保険契約が有効に成立するためには被保険利益があることが必要である。被保険利益は商法630条が規定するように、経済的利益（損害保険において客観的に証明できる利益の存在を要求していると解される）でなければならないから、かつ適法なものでなければならないから、密輸品ないし禁制品のような不法な目的物について運送保険や盗難保険などを付すことは公序良俗に反して無効であると解される。<sup>(7)</sup> 本件の場合、イラン製絨毯を米国に運送する契約は米国法においては行政罰の対象となる行為であり、適法な被保険利益が存在しない。しかし本件運送契約に適用される法は日本法であり、日本の法においては、個人が所有する絨毯を転居先の米国に運送することは何ら違法な行為とはならないため、この運送契約に付された貨物海上保険は適法な被保険利益を有するものである。このような理由から、本件保険契約は公序良俗に反するものではないとして、XのY<sub>2</sub>に対する保険金支払い請求を認めた控訴審判決に賛成である。

#### IV むすび

本件原審においては、荷送人Xの損害について運送人Y<sub>1</sub>の高価品に対する損害賠償責任が認められ、保険者Y<sub>2</sub>に対する保険金請求は運送契約が公序良俗違反であるとの理由から認められなかったが、控訴審においては、このような公序良俗違反はないとしてXの保険金請求を認めている。保険会社の保険金支払いを認めた控訴審の判決は妥当なものと思われる。釈然としないのは、運送人が自社の慣行によって定められた責任限度額を超える部分の損害について貨物海上保険を付し、荷送人Xから支払われた割増運賃もこの保険料に充てられているにもかかわらず、原審において保険者の責任が否定され、運送人に全額の賠償責任

が認められたことである。本来、運送契約が有効なものであれば、これに付された保険契約も有効なはずであり、運送人の責任と保険会社の保険料支払い義務が同時に発生するべきであるが、原審および控訴審の判決を総合すると X の運送人  $Y_1$  に対する全額の（高価品の明告がなされているから責任限度額の適用はない）賠償請求が認められ、その後保険会社  $Y_2$  に対する保険金請求が認められたことから、X は  $Y_1$  および  $Y_2$  の双方から損害額について二重取りできるかのごとき印象を与える。本来、損害保険は実損填補が原則であるから、運送人に対する損害額全部の賠償請求を認められた荷送人が、同じ損害について損害保険金の請求を認められることはないはずである。本件のような事例においては、運送人の責任と保険会社の責任が同時に認められる必要があったのではないだろうか。

- (1) 本件運送契約が行われたのは、平成 4 年 11 月であり、平成 4 年の国際海上物品運送法の改正が施行される以前である。
- (2) 複合運送における運送保険については、「複合運送と運送保険」鴻常夫「保険法の諸問題」（平成 14 年有斐閣）75 頁以下に詳しい。
- (3) この事例は、ホテルの客が宝石類の入ったバッグをベル・ボーイに客室まで運ぶよう依頼したところ、同ベル・ボーイが宅配便の手配に気を取られている間に、バッグ二つを盗まれたものである。客はホテルに対して、バッグの中身が高価品であることを明告していなかったが、最高裁は、ホテル側に故意または重大な過失がある場合にも、高価品に関する特則によりホテルの損害賠償義務が制限されるとすることは、著しく衡平を害するとしてこの特則の適用を排除した点で注目される。
- (4) この事件に関する評釈は、「宅配便業者の荷受人に対する不法行為責任と責任制限約款」平泉貴士：「早稲田法学」79 卷 2 号 197 頁以下。
- (5) 英国保険法における最高信義（ないし最大善意の原則）については、「英国保険法における最高信義の義務」：石山 卓磨「現代保険法海商法の諸相」（成文堂）第 2 卷 535 頁以下参照。
- (6) 日本航空電子工業は、昭和 59 年 3 月から昭和 61 年 9 月にかけてコム既製品の不正輸出を行ったとして、米国司法省、国務省、商務省からおおよそ 28 億 8000 万円の罰金・特別課徴金・制裁金・和解金を課せられた。このような多額の罰則金の支払いを招いた取締役に対して株主は代表訴訟と提起して責任を追及している。（東京地判平成 8 年 6 月 20 日、判時 1572 号 27 頁、金融商事判例 1000 号 39 頁）
- (7) 被保険利益に関する解釈としては、山野嘉朗 他著「現代保険法・海商法 30 講」43 頁以下を参考にした。「外国法上犯罪となるような行為にかかる利益に関しては、法廷地法である日本法上は違法ないし公序良俗に反するのではなくとも、日本の保険契約法上も公序良俗に反する利益として被保険利益の適法性の要件をみたまない」とする見解もある。山下友信著「保険法」251 頁参照。